

質問に対する回答書
 (件名) 関越自動車道 高崎管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	上里SA	STEP規制に使用する規制材の仕様をご教示下さい。 また、規制材にかかる費用は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図47/104に規制材の仕様を記載いたします。 上記については交付図書を訂正いたします。
2	上里SA	STEP規制にかかる設置・撤去費用は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	上里SAの規制作業は諸経費に含まれます。
3	上里SA	洗い出し平板舗装における施工断面詳細及び材料詳細をご教示下さい。	設計図25/104に洗い出し平板舗装Dの施工断面詳細及び材料詳細を記載いたします。 上記については交付図書を訂正いたします。
4	上里SA	車止め工における既設インターロッキングブロックの撤去・復旧費は含まれていると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を算出してください。
5	前橋地区付加車線	仮設防護柵の撤去したガードレールの運搬費は変更対象と考えてよろしいでしょうか。含んでいる場合は運搬先をご教示下さい。又、運搬先は夜間受け入れ可能でしょうか。(不可能の場合、仮置き場が必要になります)	仮設防護柵工 撤去工については、仮設防護柵を撤去し前橋作業基地まで運搬する費用を含みます。 なお、特記仕様書5-1「敷地の使用」、20-31-2「種別」、20-31-4「支払」、22-1「設計図書の変更及び追加について」に運搬に関する記載を追加します。 上記については交付図書を訂正いたします。
6	前橋地区付加車線	既存路肩部の施工において、STEP図(2)より仮設防護柵を撤去後の既設路肩部、路面切削工C～表層工まで連続施工と考えられますが、車線規制はどのようにお考えでしょうか。車線規制工、交通保安要員には計上されていないように見受けられます。ご教示下さい。	設計図47/47に示す交通規制工の規制図に誤りがありました。 正しくは、前橋地区付加車線の仮設防護柵撤去後の既設路肩部の施工は交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0B(夜)にて実施するものとし、これに伴い関連する交通規制工及び交通保安要員の数量を変更します。 上記については交付図書を訂正いたします。
7	割掛対象表参考内訳書	残アスファルト合材等取り除き費にバックホーを見ておりますが、舗装修繕工事機械現場内移動費に見込まれておりません。変更対象となりますでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す舗装修繕工事機械現場内移動費(1)の記載に誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。